

氏名	のむらふみひろ 野村文宏
学位(専攻分野)	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人博第198号
学位授与の日付	平成15年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科人間・環境学専攻
学位論文題目	現象学と法哲学 ——現象学の法への適用の問題——

(主査)  
論文調査委員 教授 小川 侃 教授 有福孝岳 助教授 佐藤義之

### 論文内容の要旨

20世紀の代表的な哲学の思想、現象学の創設者であるフッサールは、哲学のみならず、他の学問分野をも基礎づける方法として現象学を構想していた。実際、彼に続く現象学者達によってさまざまな分野へと現象学的方法は適用され、現象学的研究が行なわれている。だが、法分野へと現象学を適用することは可能なか、可能であるとしてその際の現象学的方法とはどのようなものなのか。学位申請者の野村文宏は、この問いに本論文でもって答えようとする。

現象学の法への適用可能性を考察するためには、まず現象学的方法がどのようなものであるかを確定しなければならない。そのために、フッサール、ライナツハ、シュミッツの現象学的方法を検討する。その結果、1) それぞれの方法が、〈意のままにならない仕方であれわれに迫ってくる事象に依拠して、明証性において探求を進める〉という共通の根本的態度をもつこと、2) それらの方法には人間の経験を可能とする次元で存在の本質を解明する超越論的・形相的方法(フッサール)、存在の本質構造の解明に端的に向かう非超越論的・形相的方法(ライナツハ)、人間の経験的な次元における解明を企てる非超越論的・非形相的方法(シュミッツ)の違いがあるということが解明されている。それゆえ法を分析するにはどの現象学的方法が適用されるべきかが問題となる。

これを考察するためには、それぞれの方法による具体的分析の成果が検討されなければならないが、フッサールは実際には現象学を法の次元に適用することがなかった。それゆえ、仮にフッサールが法を現象学的に考察していたらどのようなものになっていたかを解明し、さらに法への現象学の適用を主張していた尾高朝雄の議論を吟味する。またライナツハについては彼の〈アприオリな法学〉の分析、シュミッツについては〈感情に基礎をもつ法〉という彼の分析がどのようなものか、を明らかにする。

このようにそれぞれ異なる現象学的方法とその適用による成果を前提として、法への適用にふさわしい方法が検討されなければならない。その際問題となるのは、法を分析するとき形相的方法、超越論的方法が必要かどうかである。まず形相的方法によって把握される本質が、法という具体的な事象の記述においては厳密な純粋性とアприオリ性を持ち得ないことが明らかになる。だが他方で本質の純粋性とアприオリ性に関する過大な要求を取り下げるときには、フッサール、ライナツハの方法は、経験的な一般性を把握しようとするシュミッツの方法に接近し、形相的方法とシュミッツの方法が相容れないものではないことも明らかとなる。その結果、法現象を記述する方法としては、シュミッツの方法へと収斂すべきことが結論づけられる。また超越論的方法に関しては、還元前の日常的な生がもつ汲み尽くされない豊かさが、超越論的還元という人為的な操作によって損なわれてしまうのではないかという問題、超越論的な分析と経験的な事実との間をどのように架橋するかという問題が残ることが明らかになる。さらに具体的な法の解明という観点からは、必ずしも超越論的分析は必要ではない。以上から、少なくとも法という具体的な事象の分析のためには、上の諸問題を回避できるシュミッツの非超越論的・非形相的方法がふさわしいことが結論づけられる。

さらにシュミッツの方法はそのアプローチの仕方ゆえに、大きな利点をもっている。彼が分析の端緒とするのは、日常的

な人間のあり方としての正・不正の経験であり、そこから実定法を理解しようとしている。その結果、法律の専門家ではない、一般的な法成員の経験から出発して連続的に実定法が理解されることになり、法の事象を広い範囲で汲み取ることが可能となる。またシュミッツの分析は法の源泉がわれわれの日常生活の中にあり、法律の専門家だけではなく、法の素人であるわれわれ自身もまた法秩序の担い手なのだという洞察を与え、一般の法成員が自らの日常生活の経験の中から法生活を省察する手がかりを提供する。

このようなシュミッツの現象学的方法とその成果としての現象学的法哲学は法実証主義と自然法論の対立という議論の枠組みに対して、新たな視点と洞察を提供し、また従来の法概念や法理論を新たな仕方で再構成することを可能にする。これは従来の法哲学の成果を否定するものではなく、法の新たな姿を明らかにしている。そしてこのようなシュミッツの法についての洞察は、イデオロギーが力を失う一方で、高度に専門家・複雑化した現代社会において、法哲学が担うべき課題に応えるものであるといえる。

### 論文審査の結果の要旨

人間存在はこれまで単なる内面性あるいは心や精神性の次元で把握されてきた。しかし、現在の現象学的な哲学の方向は、むしろ人間と世界との「あいだ」を主題化しようとしている。人間でも世界でもないこの「あいだ」は、内面性でも物体でもなく、主観でも客観でもない。この「あいだ」は、生活世界にはほかならないし、生活世界はふつう第一義的に法律の支配するところである。このように人間はもっとも具体的には法律の世界に住んでいる。ところでフッサールの現象学はもともと徹底的な仕方で人間意識の構造の分析をするとともに、他方でその分析の成果をもって諸学問の基礎付けを行うことになった。そして、そのような基礎付けの連関には、法学も入ってくるのである。もとよりフッサール自身は、法学の基礎付けを行ったわけではないが、フッサールは、己の弟子たちのなかでもとりわけライナッハに法学の基礎付けの試みをさせている。学位申請者の基本的な志向は、フッサールのこのような学問の基礎付けの思想がどのように法学の場合に適用され応用されえたかを示すことにある。

「現象学的な法哲学の可能性」という隠れたテーマをもつ本博士学位申請論文は、フッサールによって始められた現象学が、他の諸学問分野へと適用される時、どのような成果を収めることが出来るのかという根本の問いを扱い、この問いに答えるために、フッサール現象学の方法、フッサールの弟子であるライナッハの法の現象学、「新しい現象学」を標榜するシュミッツの法現象学を吟味している。これらの研究と考察とは、日本の現在の現象学研究のなかでも際立ってオリジナルな論点と位置を示している。さらに広い意味での現象学を、法現象学解明のための可能性として吟味しており、これらの吟味と考察を通して現象学とはそもそもどのような哲学の方法であるかを逆に照射している。

もっぱら現象学の方法に的を絞って法学の基礎付けの研究を続けている野村文宏氏の行き方は基本的に正しいと思われる。このような法学の分野に現象学の方法論によって接近するという他に類例のない極めてオリジナルな研究を展開している。しかし、他方では、法学の内部での、自然法理論、法実証主義を巡る議論に対してもおこたりにくかつ周到に検討を進めており、それぞれの行き過ぎを批判している。法哲学上の議論が法実証主義と自然法論との間で行なわれるのは、法が人間の意思による定立という形式的な側面のみならず、内容として正しさをもつべきであるという実質的な側面とを併せもつからである。つまり法は人為的なものと非人為的なものとの合金である。このような場面では、人間的なものでもなくまた非人間的なものでもない「事象」にもとづいて考察をすすめる現象学に大きな利点があると思われる。

申請者のこの論文は、つぎのような特徴をもつ。第1に、主として現象学の方法に的を絞ってフッサールの場合、ライナッハの場合、シュミッツの場合というふうに方法を巡って種々の異なった展開を示している「現象学の方法」の現象学派の内部での差異を明瞭にしたこと。第2にシュミッツ現象学のテーゼを念入りに取扱い、感情や雰囲気の主たる軸にとるシュミッツの法現象学の全貌を本邦で最初に解明したこと。第3に、シュミッツの感情と雰囲気の現象学から出発して、感情を基盤に据える他の感情法学のばあいも念頭に入れながらシュミッツの現象学の法現象学がもつ他の法理論への優位性を解明したことである。

極めてオーソドックスな申請者の研究スタイルは、フッサール派のライナッハと、新現象学派泰斗シュミッツとの間に見られる法現象学の違いを浮き彫りにしながら、法現象を取り扱う時の現象学の方法の共通点をも明確にしている。特筆大書

すべきは、これからの法現象学の研究にとって一般的に有益な論点をも明瞭にしておりそれは、生活のなかでの直接の法現象、雰囲気としての法現象に立ち返るべきであるという論点をシュミッツから引き出しているということである。シュミッツは雰囲気として理解可能な感情があるとするので、われわれに正・不正を告げる現象への着手点をつかんでいる。そしてそこから人為的な法定立もまた必要であることを解明している。この出発点の取り方は十分な評価に値する。それによって第1に、自然法論の観念的な議論も避けることができるし、第2に法実証主義の場合のように実定的な法規範の拘束性から出発して、法の正当な内容を担保する何らかの契機を探し求め、その結果法実証主義的な理論構成に大幅な変更を加えるか、もしくは挫折するという宿命をもまた避けることができる。その意味でシュミッツのアプローチはこれまでの自然法論か法実証主義かという議論の枠組みにとらわれない独自の考察の仕方なのである。申請者のこのような結論は、現象学の見方によって法という現象を解明することに対して重要な成果をあげていると思われる。

本論文は、人間と環境の根本関係を解明するべく創設された人間・環境学専攻自然・人間共生基礎論講座に相応しい内容を備えたものと言える。

よって本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成15年1月20日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。